

岩手県森林審議会
松くい虫対策部会の審議結果について

岩手県森林審議会松くい虫対策部会

森林審議会松くい虫対策部会

1 審議期日

令和4年2月8日（木）13時30分～15時00分

2 場所

盛岡市中央通1-1-38 エスポワールいわて 特別ホール

3 部会委員

部会長 山中 高史

委 員 伊藤 弓枝

委 員 中川原 壮一

以上3名出席

4 審議事項

岩手県防除実施基準の変更

高度公益機能森林等の区域の変更

5 審議結果

適当と認める

岩手県防除実施基準の変更概要

1 岩手県防除実施基準

岩手県の民有林において、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な配慮を払いつつ、安全かつ適正に行われるよう、森林病害虫等防除法第7条の3に基づき岩手県知事が定めた防除の実施に関する基準

2 変更の内容

岩手県防除実施基準（平成9年岩手県告示第567号）の区域のうち、奥州市水沢地内の松林については、令和4年度以降の防除方法を特別防除から樹幹注入に変更することとしたので、特別防除を行うことのできる森林の区域から除外するもの。

防除実施基準に定める「特別防除を行うことができる森林に関する基準」に適合する森林の区域

所在地		変更前		変更後	
都市名	町村名	面積	区域	面積	区域
奥州市	水沢	3 (3)	38 林班 1-14~15, 1-21	0 (0)	
奥州市	前沢	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1
一関市	東山町	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2
西磐井郡	平泉町	14 (14)	19 林班 37-1, 51-1, 54-3, 63-1, 63-3, 63-5, 63-8~11, 64-1, 65-1, 95-1~4, 95-6~13	14 (14)	19 林班 37-1, 51-1, 54-3, 63-1, 63-3, 63-5, 63-8~11, 64-1, 65-1, 95-1~4, 95-6~13
県計		33 (52)		30 (49)	

※：面積はヘクタール単位

上段数字は散布面積 下段（ ）数字は区域面積

松くい虫対策対象松林について

高度公益機能森林（A）

高度公益機能森林は、以下の要件を持つ特定森林（松くい虫対策では、松林）の中から民有林について県が指定する。

- 1 保安林に指定された松林
- 2 災害の防止、水源のかん養、環境の保全について高い公益的機能を有し、松以外ではその機能を確保することが困難なもの（景勝地、せき悪地帯の松林等の他の樹種では、その機能を確保することが困難で、かつ将来にわたって、保全していく必要があるもの）

被害拡大防止森林（B）

被害拡大防止森林は、松くい虫の被害対策を緊急に行わなければ、その被害が、高度公益機能森林に著しく拡大すると認められる松林で、民有林について県が指定する。

具体的には、高度公益機能森林の周辺部にあって、その被害程度、立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ずる必要があると認められるもの。

地区実施計画対象森林

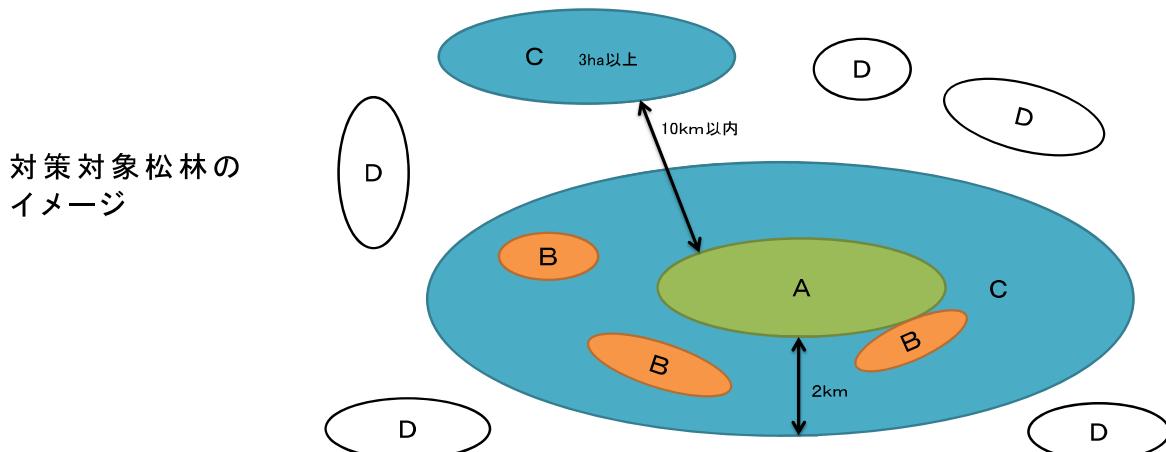
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外で、以下の基準に適合する松林について、市町村が定める。

1 地区保全森林（C）

地区実施計画対象森林のうち、高度公益機能森林の周辺（概ね2km以内）に位置する松林又は高度公益機能森林の周辺10km以内に位置し概ね3haの団地を形成している松林で、松林として保全を図りながら高度公益機能森林への被害拡大を防止していく松林を対象とする。

2 地区被害拡大防止森林（D）

地区実施計画森林のうち、上記の地区保全森林以外のもの。



高度公益機能森林等の区域の変更

1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病害虫等防除法第7条の5に基づき、都道府県が指定する区域。(別紙「松くい虫対策対象松林について」を参照)

2 変更の内容

- (1) 盛岡市について、樹種転換等により現況が松林でなくなった森林を高度公益機能森林及び被害拡大防止森林から削除するとともに、被害が拡大し松林として保全が困難になった高度公益機能森林の一部を被害拡大防止森林に変更し、樹種転換を推進するもの。
- (2) 紫波町について、森林簿の地籍情報整備に伴い、小班番号の整理を行い、現況が松林のものについて高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に改めて指定するもの。
- (3) 遠野市について、被害が拡大し松林として保全が困難になった高度公益機能森林の一部を被害拡大防止森林に変更し、樹種転換を推進するもの。
- (4) 奥州市について、被害が拡大し松林として保全が困難になった高度公益機能森林の一部を被害拡大防止森林に変更し、樹種転換を推進するもの。

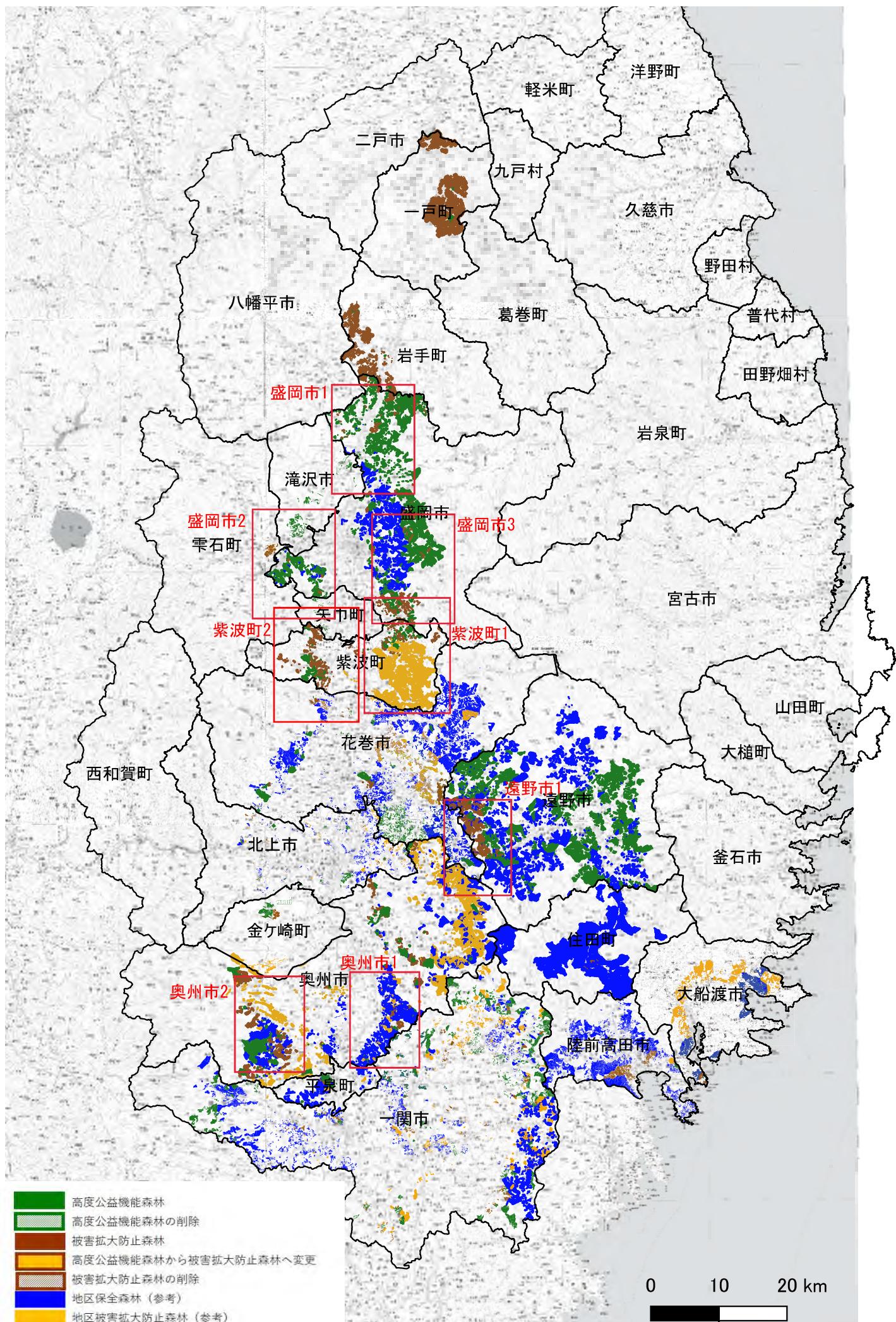
3 高度公益機能森林等の区域の変更

市町村別の区域変更

市町村	高度公益機能森林 (ha)			被害拡大防止森林 (ha)		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
盛岡市	2,116	2,048	-68	343	323	-20
滝沢市	128	128	0	137	137	0
青石町	11	11	0	168	168	0
岩手町	20	20	0	284	284	0
紫波町	315	271	-44	511	421	-90
矢巾町	45	45	0	45	45	0
奥州市	1,154	1,138	-16	664	677	13
金ヶ崎町	298	298	0	23	23	0
花巻市	269	269	0	223	223	0
北上市	117	117	0	35	35	0
遠野市	2,909	2,882	-27	1,153	1,180	27
一関市	2,134	2,134	0	283	283	0
平泉町	48	48	0	19	19	0
大船渡市	45	45	0	62	62	0
陸前高田市	37	37	0	165	165	0
住田町	24	24	0	183	183	0
一戸町	42	42	0	318	318	0
計	9,712	9,557	-155	4,616	4,546	-70
備考	(内訳) 減 155 ha			(内訳) 減 70 ha		

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと増減、合計は必ずしも一致しない。

高度公益機能森林等の区域図（案）



盛岡市1



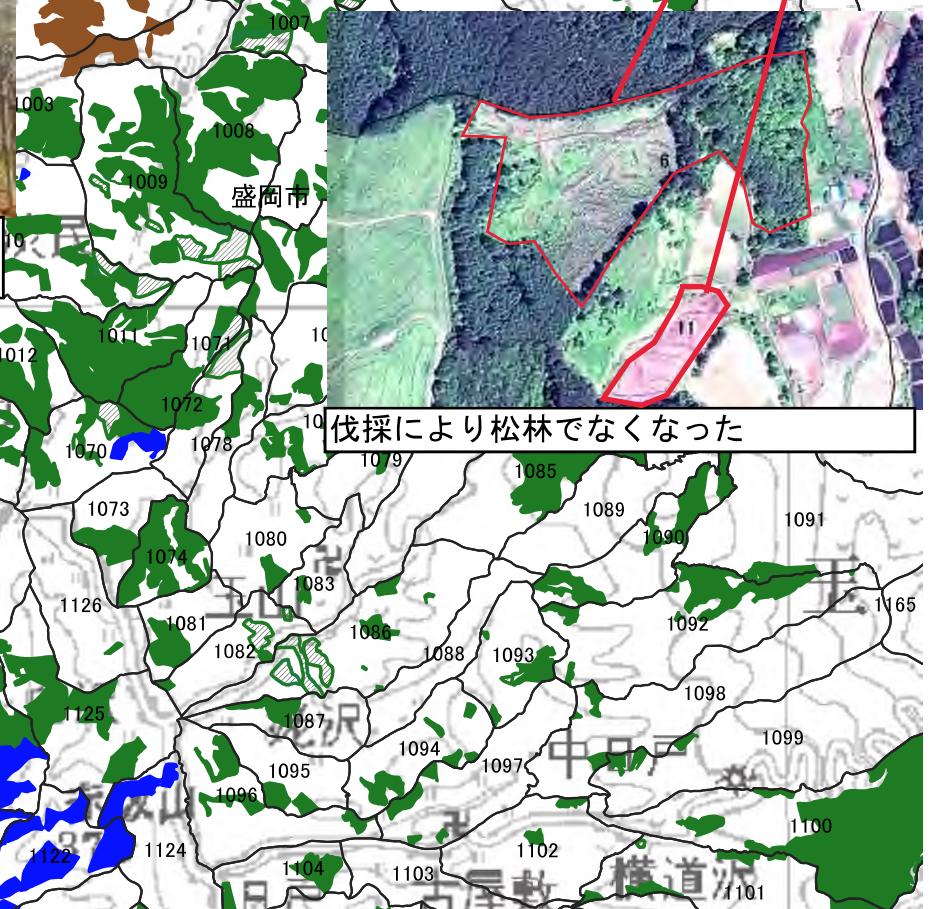
被害が拡大し、松林として保全が困難となった



カラマツに樹種転換し、松林でなくなった

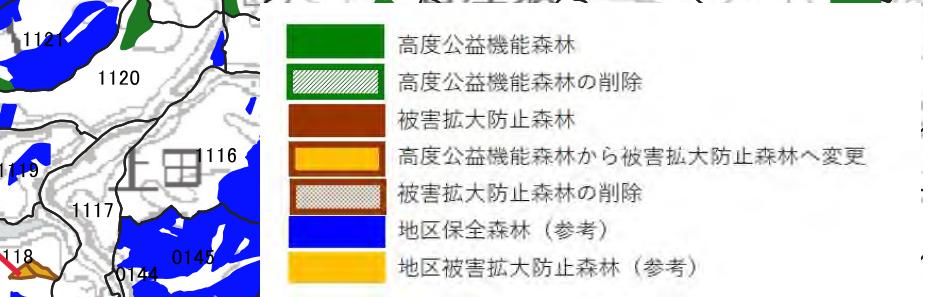


被害が拡大し、松林として保全が困難となった

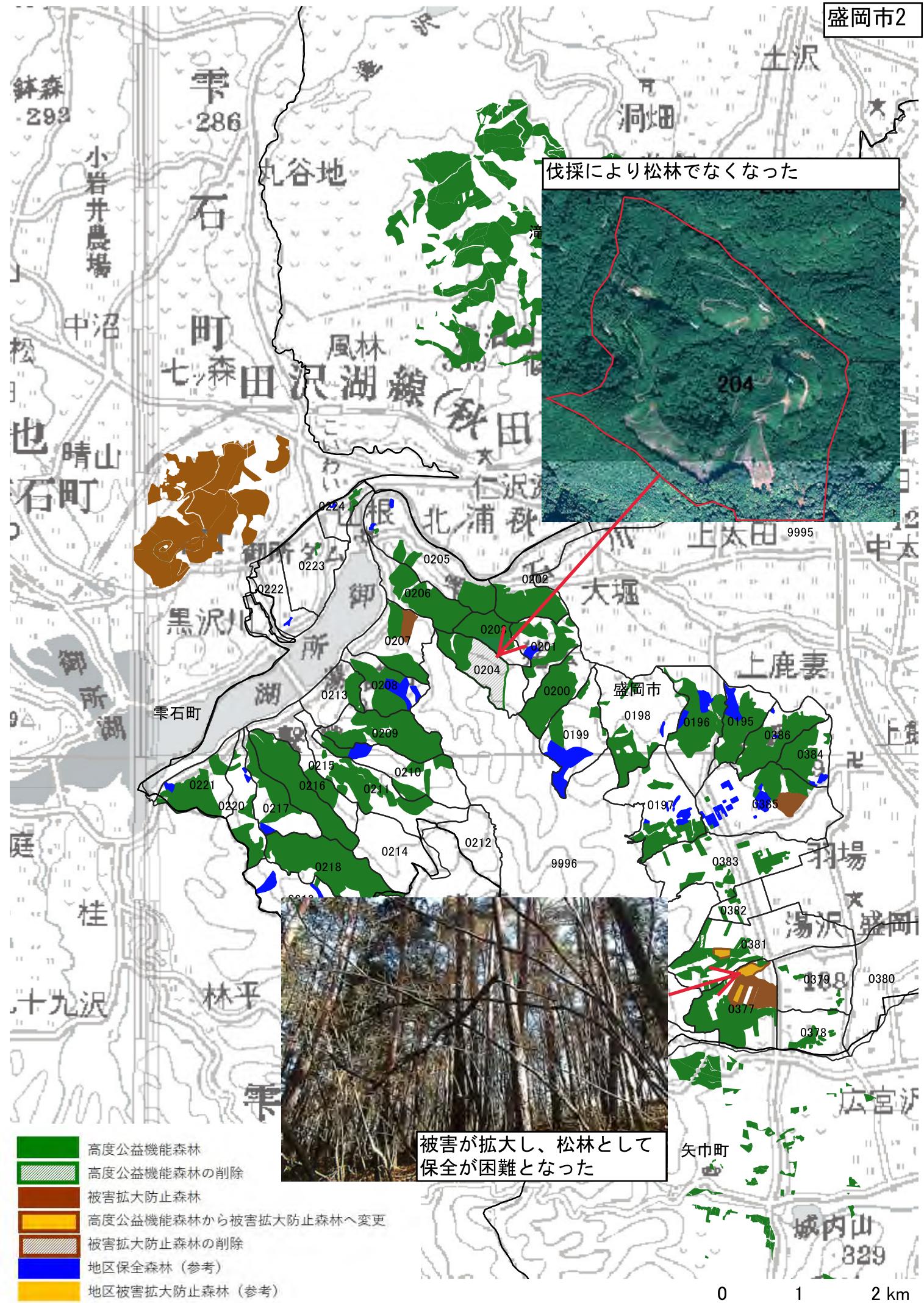


伐採により松林でなくなった

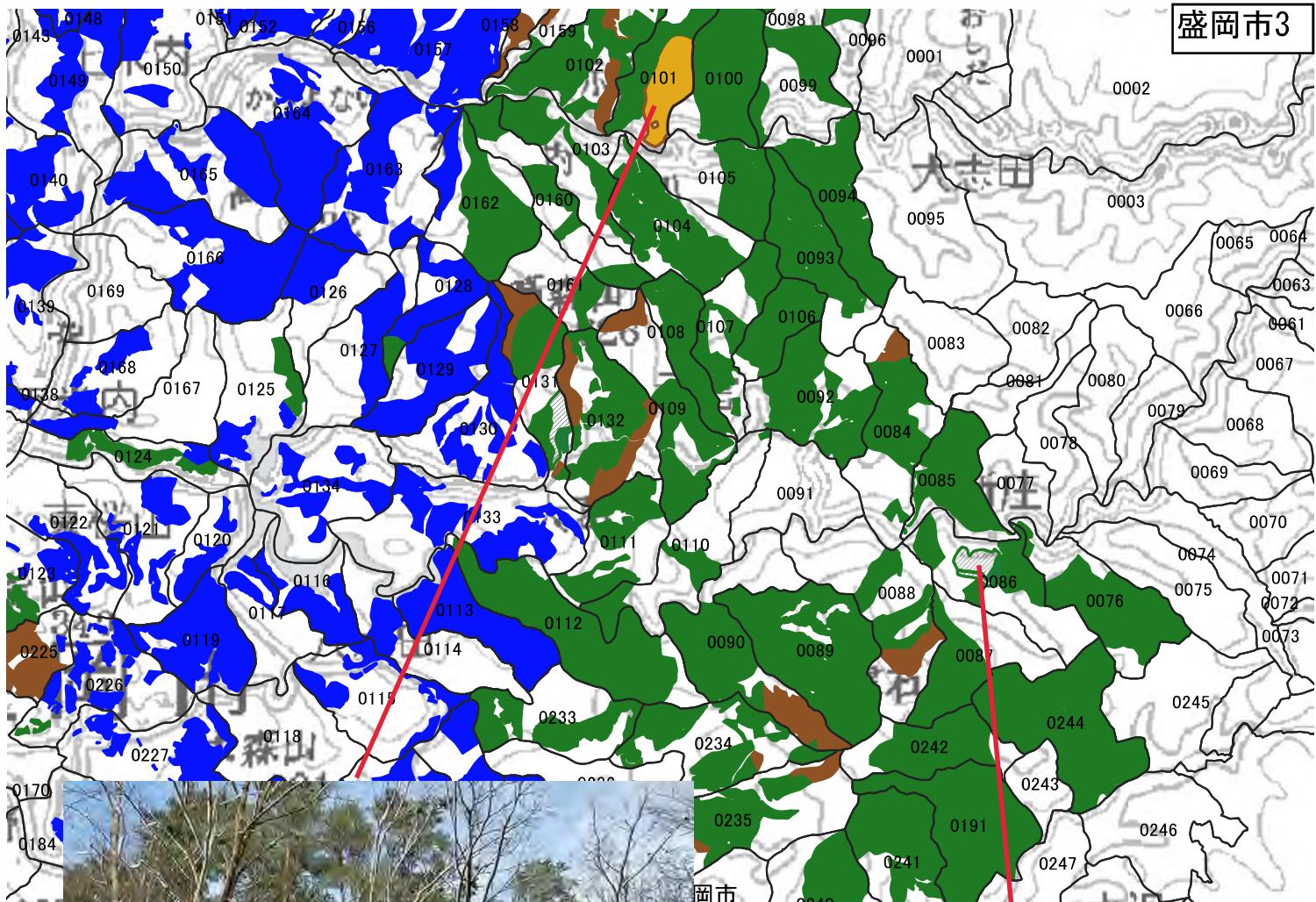
被害が拡大し、松林として保全が困難となった



0 1 2 km



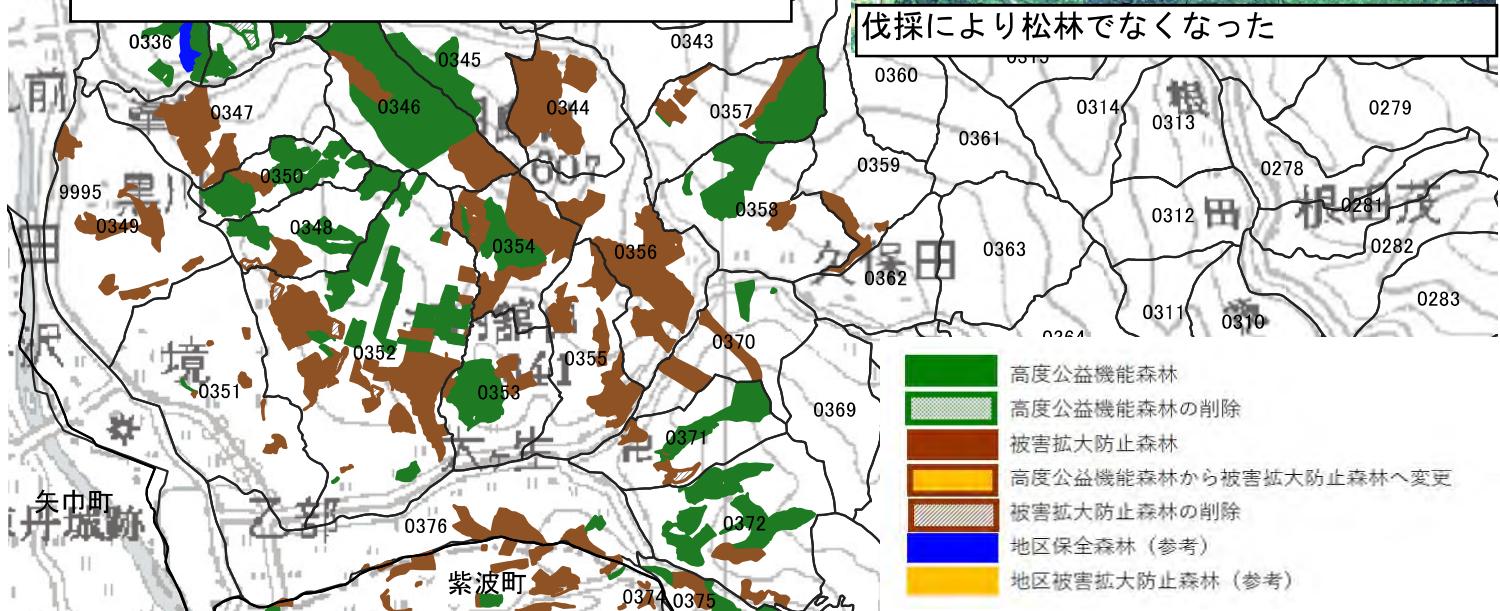
盛岡市3



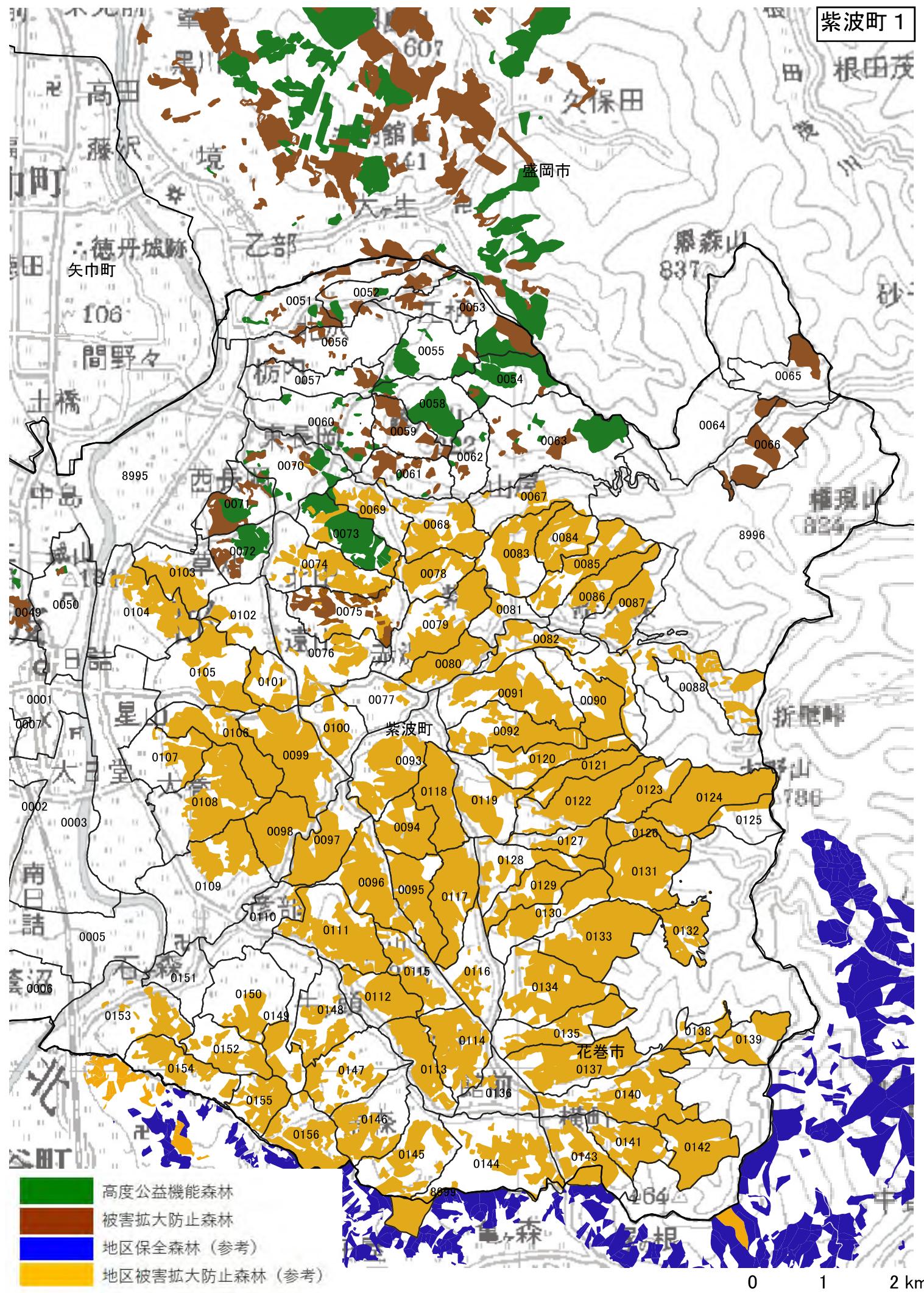
被害が拡大し、松林として保全が困難となった



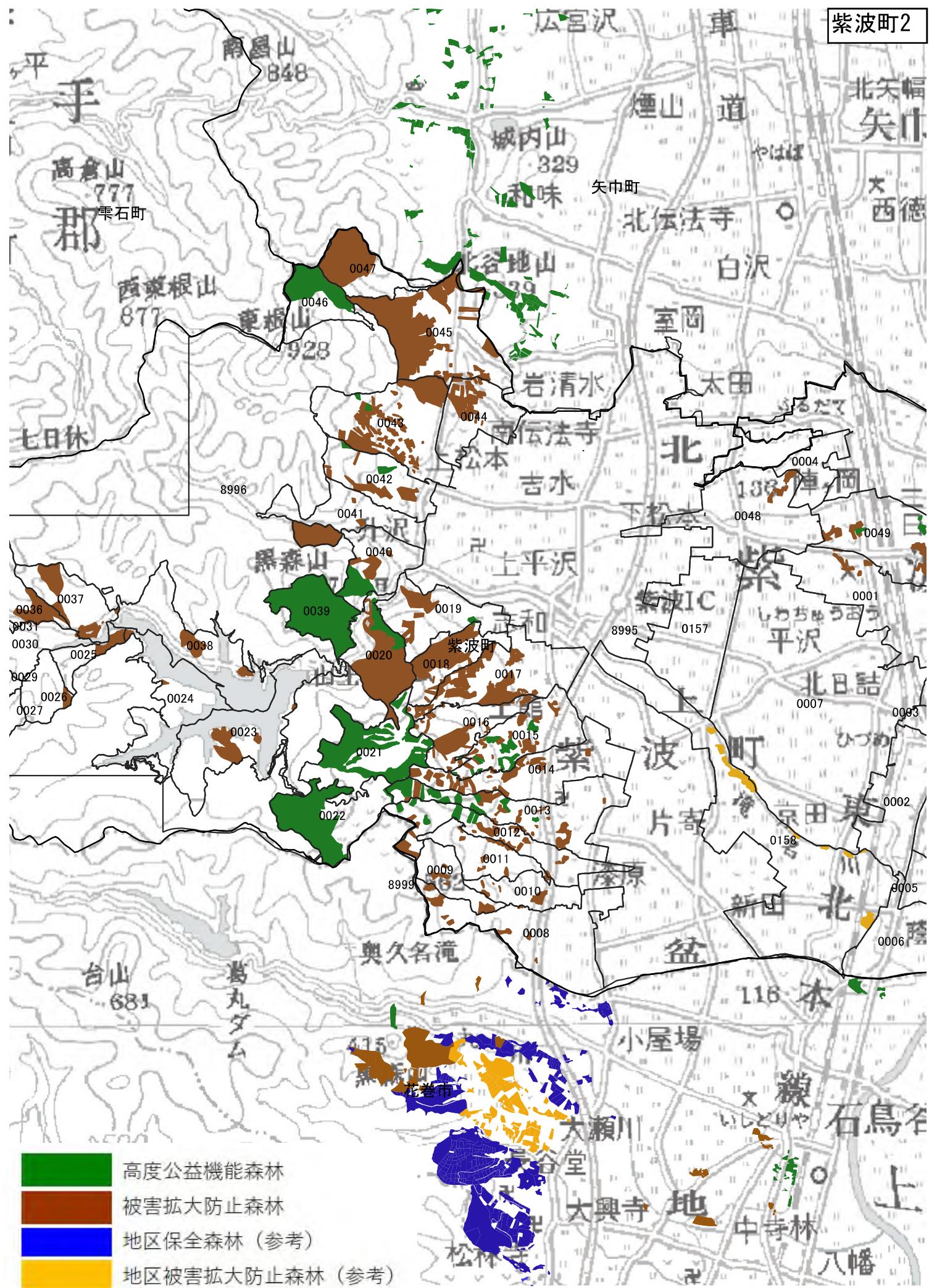
伐採により松林でなくなった

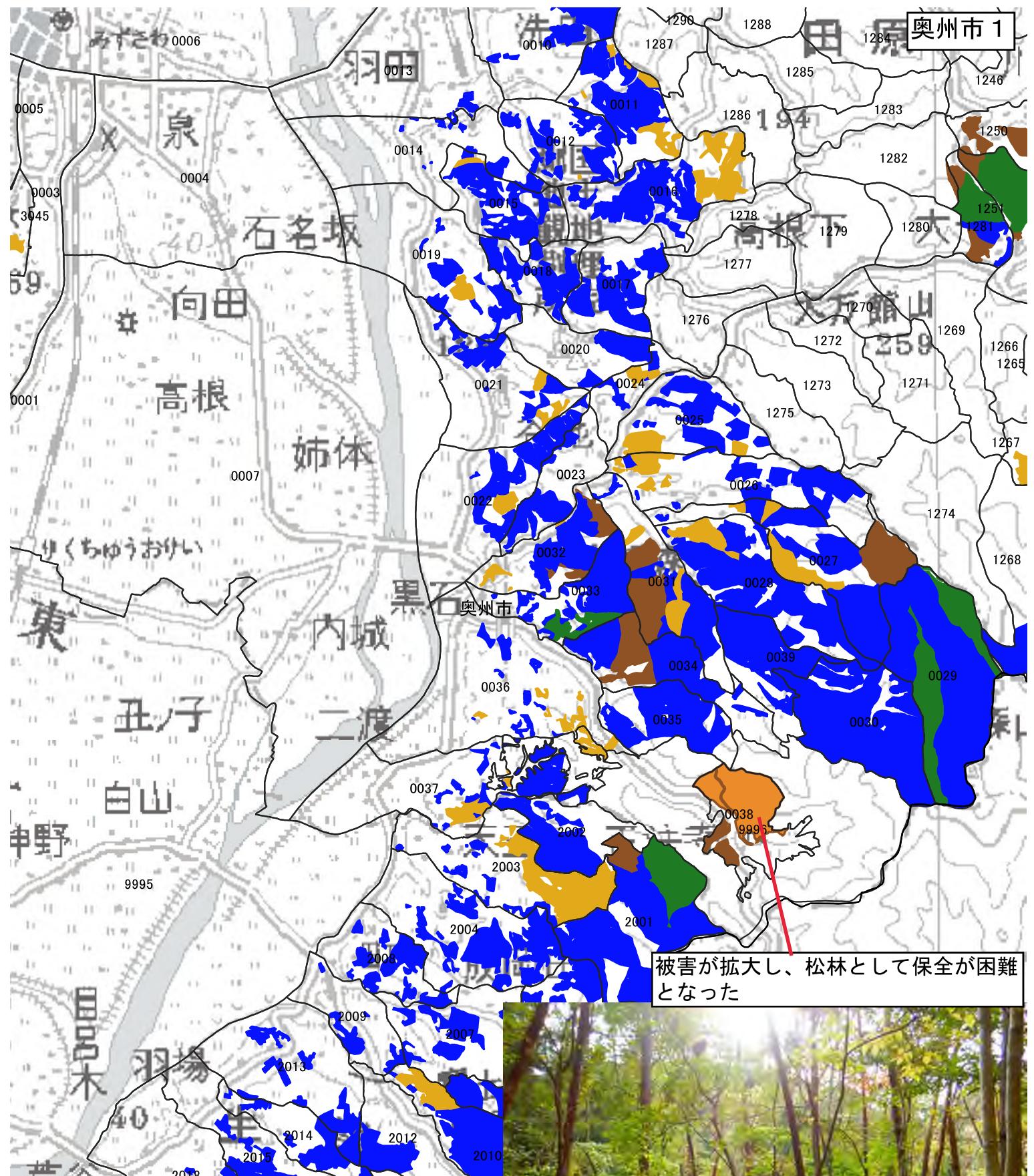


紫波町 1

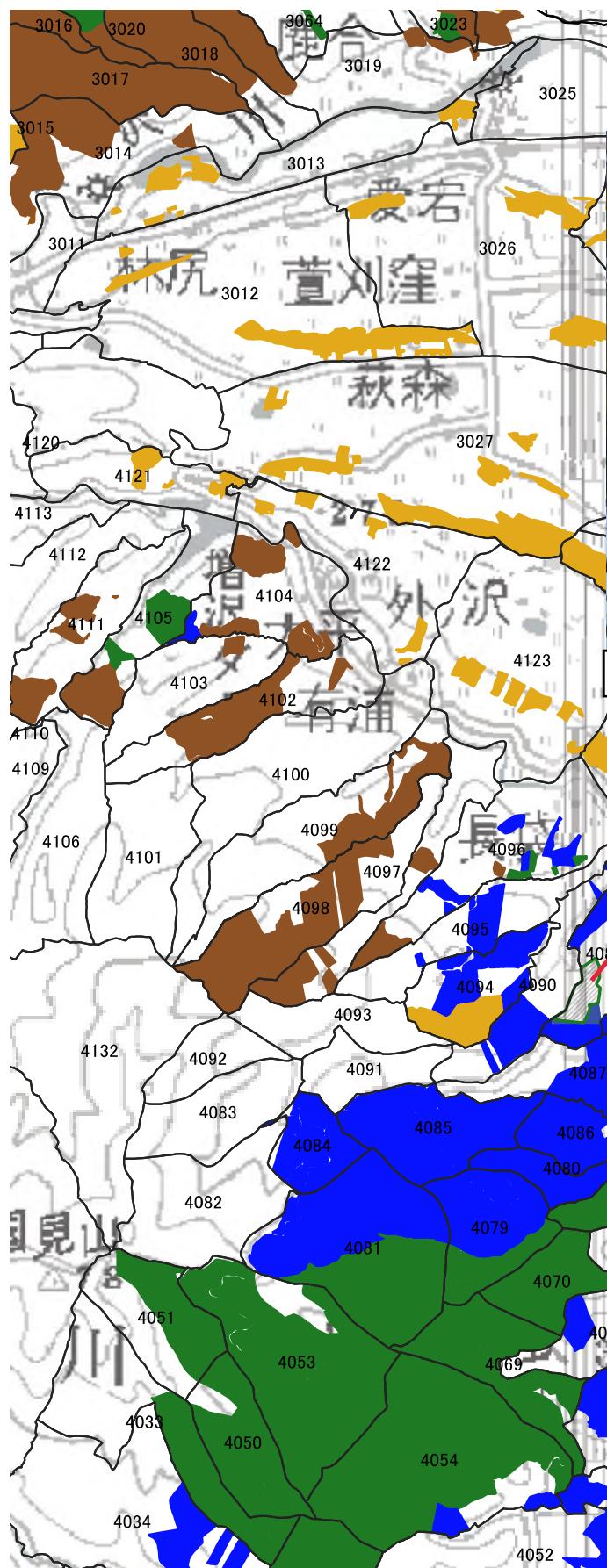


紫波町2





- 高度公益機能森林
- 高度公益機能森林の削除
- 被害拡大防止森林
- 高度公益機能森林から被害拡大防止森林へ変更
- 被害拡大防止森林の削除
- 地区保全森林（参考）
- 地区被害拡大防止森林（参考）



伐採により松林でなくなった



- 高度公益機能森林
- 高度公益機能森林の削除
- 被害拡大防止森林
- 高度公益機能森林から被害拡大防止森林へ変更
- 被害拡大防止森林の削除
- 地区保全森林（参考）
- 地区被害拡大防止森林（参考）

